

様式 7

秘密保持誓約書

2025 年 月 日

日本赤十字社医療センター
院長 中島 淳 様

所 在 地 :
商号又は名称 :
代表者氏名 : 印

当社（以下、「乙」という。）は、日本赤十字社医療センター（以下、「甲」という。）が実施する「日本赤十字社医療センター 手術救急重症システム構築業務」に係る一般競争入札（以下、「本入札」という。）に関し、以下のとおり秘密保持誓約書を提出する。

記

（秘密保持の範囲）

第 1 条 本書において秘密情報とは、本入札に際して甲から乙に交付する情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 甲より開示された時点で、既に公知となっていた情報。
- (2) 甲より開示された後、甲の責によらず公知となった情報。
- (3) 甲より開示された時点で、既に甲が保有していた情報。
- (4) 甲より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報。
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された情報。

（使用目的）

第 2 条 乙は、本入札に参加する目的にのみ秘密情報を使用するものとし、他の業務目的に使用しない。

（秘密の保持）

第 3 条 乙は、厳に秘密を保持するものとし、甲の書面による事前の承認なくして、第三者（甲の役員及び従業員並びに甲が業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の顧問契約をしている助言者を除く。）に対して、秘密を開示してはならない。

- 2 乙は、本入札にあたり、第三者に秘密情報を開示する必要がある場合には、開示の相手方を事前に甲に通知する。
- 3 前項により秘密情報を第三者に開示する場合は、当該者に対し本書と同様の秘密保持誓約をさせるものとする。
- 4 乙は、甲の書面による事前の承認なくして、秘密が記録された文書及び電磁的記憶を複製してはならない。
- 5 乙は、秘密情報を施錠可能な物理的保管場所またはアクセス制限を設けた電子的保管環境（例：暗号化されたクラウドストレージ、アクセスログ管理付きサーバー等）に保管し、漏洩防止のため適切な措置を講じるものとする。

（目的外利用の禁止）

第4条 乙は、秘密を本業務のために必要な限りにおいて利用するものとし、本業務以外の目的に一切使用してはならない。

（損害賠償）

第5条 乙が本誓約に違反し、秘密情報を漏洩または不正使用した場合、乙は甲に生じた直接的・間接的損害（調査費用、対応費用、信用毀損による損失等を含む）を賠償するものとする。

（秘密保持義務の継続）

第6条 乙は、本入札の終了後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

（秘密情報の返却・廃棄）

第7条 乙は、甲から要請された場合および本入札が終了した場合並びに当該秘密情報を保有する必要がなくなったと判断する場合は、遅滞なく乙の責任において適切な返却・廃棄措置を講ずるものとする。

（信義則）

第8条 乙は、信義を重んじ、誠実にこの誓約を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第9条 この誓約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の裁判所とする。

（疑義等の決定）

第10条 この誓約書に定めのない事項及びこの誓約の遵守に関し疑義を生じたときは、乙は、甲と協議しなければならない。